

国 保 税 条 例 改 正 の 要 旨

(特例対象被保険者等に係る申告)

第20条の2

マイナンバーを活用した情報連携の実施に当たり、特例対象被保険者の届出の事務について、当該書類の提示が不要となったため、所要の規定の整備をするもの。

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合においては、<u>これらを提示しなければならない。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）<u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類_____を提示しなければならない。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）<u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」とする。</p>